

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

佐賀県公安委員会規則第5号

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 佐賀県暴力団排除条例施行規則（平成23年佐賀県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（暴力団事務所開設等禁止区域の基準となる施設）</p> <p>第4条 条例第19条第1項第10号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>佐賀県少年自然の家設置条例</u>（昭和50年佐賀県条例第14号）<u>第2条</u>に規定する少年自然の家</p> <p>(3) 略</p>	<p>（暴力団事務所開設等禁止区域の基準となる施設）</p> <p>第4条 条例第19条第1項第10号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家設置条例</u>（昭和50年佐賀県条例第14条）<u>第1条</u>に規定する少年自然の家</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例</u>（令和7年佐賀県条例第29号）<u>第1条</u>に規定する佐賀県波戸岬少年自然の家</p>

第2条 佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（暴力団事務所開設等禁止区域の基準となる施設）</p> <p>第4条 条例第19条第1項第10号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（暴力団事務所開設等禁止区域の基準となる施設）</p> <p>第4条 条例第19条第1項第10号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>世界海洋プラスチックプランニングセンター条例</u>（令和7年佐賀県条例第28号）<u>第2条</u>に規定する世界海洋プラスチックプランニングセンター</p>

改正前	改正後
<u>(4)</u> 略	<u>(5)</u> 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、世界海洋プラスチックプランニングセンター条例（令和7年佐賀県条例第28号）の施行の日から施行する。